

電気通信大学人工知能先端研究センター規程

制定 平成28年6月22日規程第9号
最終改正 令和5年1月11日規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学人工知能先端研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学が得意とする人工知能、ロボティクス、脳神経科学、人間情報工学、サービスコミュニケーション、計算機科学等の研究分野を集結させ、本学にしかできない人工知能・ビッグデータ・サービスサイエンスの融合研究により、汎用人工知能の開発を中心として、先端人工知能による科学的発見及びデザイン、サービスへの応用並びに学生教育や若手研究者の輩出により、新たなイノベーションやサービスを生み出す次世代の情報社会インフラの構築に資することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授又は准教授
- (3) その他の職員

2 本学の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、第2条に規定する目的を達成するため必要なものを兼務教員として置く。

3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

4 前3項に掲げる者のほか、非常勤の研究員等を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の職員のうちから学長が指名することができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、人工知能先端研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（評価委員会）

第7条 センターの組織・運営体制、教育研究活動を評価するため、外部の専門家で構成される評価委員会を置く。

2 評価委員会委員は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 評価の結果は、センターの教育研究活動の改善及び活性化に活用する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 （令和3年3月15日規程第63号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年1月11日規程第84号）

1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。

2 電気通信大学人工知能先端研究センター長選考規程は、廃止する。